

令和7年4月22日

質問回答書

各位

守谷市長 松丸 修久
(公印省略)

番号	質問内容 (原文)	回答
1	今後、貴市の競争入札参加資格を申請する予定です。実施要領 4. 参加資格 (2) の「前記の者と同等の資格を備えている者であること。」について、当社が取得済みの茨城県物品調達等競争入札参加資格は同等の資格とみなされますか。	「茨城県物品調達等競争入札参加資格」は同等の資格とみなしません。守谷市 DX 推進業務に係る支援業務実施要項の (1) 提出書類に記載された書類を提出いただくことで、「同等の資格を備えている者」とみなします。
2	実施要領 8. 参加手続 (1) 提出書類の「⑩登録証明書 (写し)、⑫ 商業登記簿謄本 (写し)」について、登記事項証明書の写しを提出することによろしいですか。	⑩登録証明書 (写し) については、ISO, プライバシーマーク等の資格や認定等を有する場合、これを証明する書類 (写し)、⑫については、現在事項全部証明書 (写し) 又は履歴事項全部証明書 (写し) を提出してください。
3	実施要領 12. 審査及び選考 (1) 審査基準 にある「別表 1 及び別紙 2 のとおり。」は「別表 1 及び別表 2 のとおり。」と理解してよろしいですか。	守谷市 DX 推進業務に係る支援業務実施要項の 12. 審査及び選考 (1) 審査基準に記載された「別表 1 及び別紙 2 のとおり。」については、「別表 1 及び別表 2 のとおり。」として取り扱います。
4	仕様書 6.1 業務責任者の配置 にある「3 年 以上の CIO 支援等の業務の経験を有し、複数のプロジェクトにてリーダー経験」については、国の機関、独立行政法人又は地方公共団体における業務経験ということによろしいですか。また、6.2 業務従事者の実績要件の「以下の実績全ての経験を有すること。① CIO 支援等	いずれも、国の機関、独立行政法人又は地方公共団体に限定するものではありません。

	の業務 等」についても同様と理解してよろしいですか。	
5	仕様書 5.5(1) DX 推進研修の実施には「DX 推進をテーマとした研修を年 2 回現地で行うこと。」とありますが、仕様書 7. 実施スケジュール「DX 推進研修の実施」の研修実施期間（7 月下旬～9 月上旬）に 2 回実施するという理解でよいですか。	お見込みのとおりです。なお、実際の実施時期については、受託者と別途協議するものとします。
6	企画提案書を作成するにあたり、補足説明資料として別添資料を添付することは可能でしょうか。	可能です。
7	一部提出書類について、正本及び副本の提出が求められておりますが、内容としては同一のものという理解でよろしいでしょうか。 正本と副本に記載内容や体裁等の違いがございましたら、ご教示いただければ幸いです。	お見込みのとおりです。
8	【該当箇所：仕様書 5.3 DX 推進に関する企画・実行支援】 DX 推進に係る企画・実行支援を実施する際の主たる協議・調整窓口はどの部署を想定されていますか。 各原課と直接やり取りする形態なのか、デジタル戦略課様を経由して調整する形態なのかをご教示ください。 併せて、取り組む具体的テーマ・プロジェクトが現時点で既に決定しているか否かもご確認願います。	DX 推進に係る企画・実行支援を実施する際の主たる窓口は、市長公室デジタル戦略課となります。 各原課とのやり取りや調整等の形態については、基本的に市長公室デジタル戦略課が主体で実施しますが、受託者と相互に協力・協議の上、本業務をより効果的かつ効率的な形態で進めていくものとします。 取り組む具体的テーマ・プロジェクトについては、現時点で決定していません。本事項については、本業務の受託者と協議の上、決定することとします。
9	【該当箇所：仕様書 6. 実施体制の条件】 「CIO 支援等の業務」と記載されていますが、CIO（Chief Information Officer：情報政策を統括し、IT 投資評価、ガバナンス整備、セキュリティ管理などを担う役職）と考えております。 ・受託者に求められるのは「CIO としての実務経験」でしょうか	・本業務においては、CIO（Chief Information Officer＝IT 施策の立案や実行する立場の者）に対する補佐・支援の実績とお考えください。 ・「CIO 支援等」とある「等」には、一例として、DX 推進を担当する組織（業務）に対する補佐・支援の実績が含まれます。なお、ご質問中の「例」にある業務

	それとも CIO を補佐・支援する立場の実績でしょうか ・「CIO 支援等」とある「等」には、CIO 支援以外にどのような業務（例：DX 推進ロードマップ作成、全庁横断プロジェクト管理など）が含まれておりますでしょうか。	も含まれます。
10	【該当箇所：仕様書 8.3 成果品の利用及び著作権】 「全ての成果物の著作権は守谷市に帰属する」との記載がありますが、受託者が従前より保有する汎用的資料（例：年 2 回実施予定の DX 研修で用いる既存講習資料等）については、本業務の成果物とはみなさず、著作権は受託者側に留保されるとの理解で相違ないか、ご確認ください。	受託者が従前より保有する汎用的資料についても、本業務の成果物と見なします。なお、著作権は受託者側に留保されますが、市は本成果物を組織内で自由に利用できるものとします。